

相続に関する相談事例

～ 債務及び葬式費用の範囲 ～

その8

シリーズで、相続に関する相談事例について解説しています。第8回目は、債務及び葬式費用の範囲などについて解説します。

【債務及び葬式費用の概要】

相続税は相続人等が取得した財産に対して課税されます。財産には積極財産だけでなく消極財産も含まれ、積極財産から消極財産を控除した金額などを基に相続税の課税価格が計算されます。

相続税法22条（評価の原則）では、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時ににおける時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況によるとしています。

そのため、相続財産から差し引くことができる債務は、被相続人が死亡したときに現に存在した被相続人の債務（借入金や未払金など）で確実に認められるものに限られます。また、控除すべき債務が弁済すべき金額の確定している金銭債務の場合であっても、長期かつ無利息等であるときには、相続財産から控除される債務の金額は、常に当該債務の弁済すべき金額と一致するものではないことになります。

近年、債務や葬式費用は、被相続人1人当たりの金額は減少傾向にあり、特に葬式費用についてはコロナ禍の令和2年以降大きく減少しています。相続税の課税価格は債務や葬式費用を控除して求めることから、それらの金額の確認と控除される債務や葬式費用に該当するのか確認が大切です。

● 相続財産のうち債務及び葬式費用の推移

	債務（申告状況）			葬式費用（申告状況）		
	被相続人の数	金額 (百万円)	被相続人1人当たり	被相続人の数	金額 (百万円)	被相続人1人当たり
令和5年分	170,240	1,642,931	965万円	188,446	308,922	164万円
令和4年分	165,227	1,657,094	1,003万円	183,954	291,710	159万円
令和3年分	148,085	1,555,928	1,051万円	164,910	260,310	158万円
令和2年分	133,472	1,429,116	1,071万円	148,941	247,791	166万円
令和元年分	128,557	1,385,132	1,077万円	143,762	271,383	189万円
平成30年分	128,918	1,488,627	1,155万円	145,266	279,450	192万円
平成29年分	122,468	1,497,433	1,222万円	139,805	273,840	196万円
平成28年分	115,089	1,434,726	1,247万円	132,826	266,780	201万円

（出典：国税庁統計資料を加工）

1. 相続財産から差し引くことができる債務と対象者

相続財産から差し引くことができる債務は、被相続人が死亡したときに現に存在した被相続人の債務（借入金や未払金など）で確実に認められるものです。また、債務控除をすることができる者は、無制限納税義務者で包括受遺者及び相続人に限られています（相法13）。

なお、被相続人に課される税金で被相続人の死亡後相続人などが納付または徴収されることになった所得税などの税金については、被相続人が死亡したときに確定していないものであっても、債務として遺産総額から差し引くことができます。

2. 相続を放棄した者が負担した葬式費用

相続を放棄した者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなさるので（民法939）、債務の承継義務は負わないことになります。したがって、その者が負担した被相続人の債務は、相続税の課税価格の計算上控除できません。

しかし、葬式費用については、被相続人の債務でないことと、被相続人の近親者が負担することになるケースが多いことから、実務の取扱いでは、相続の放棄をした者でも、葬式費用はその財産から控除することができます。

（文責：山本和義）